２　法第二条第五項第七号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。
一　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
二　水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
三　商工組合及び商工組合連合会
四　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
五　生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が常時三百人（卸売業を主たる事業とする事業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの
六　酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時五百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三百人（酒類卸売業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの
七　内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が常時五百人以下の従業員を使用する者であるもの
八　技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第五項第一号から第六号までに掲げる者であるもの

３　法第二条第五項第八号の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同項第一号から第七号までに掲げる者であることとする。

第五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（特定事業者等の範囲）

第五条　法第二条第六項第二号の政令で定める常時使用する従業員の数は、二千人とする。

２　法第二条第六項第二号の政令で定める法人は、次のとおりとする。
一　医業を主たる事業とする法人
二　歯科医業を主たる事業とする法人
三　社会福祉法人
四　特定非営利活動法人

第六条を削る。

第七条中「借入れの期間」の下に「（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同じ。）」を、「中小企業信用保険法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十四号）」を加え、「〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証」を「〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「第十七条第四項」を「第十七条第四項第一号」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「第二十二条第九項」を「第二十二条第十項」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条の前の見出しを削り、同条第二項第一号中「第十五条第一号」を「第十四条第一号」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「（権限の委任）」を付する。

第十四条第一項第二号中「中小企業者等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号ロ中「第二条第六項」を「第二条第五項第八号」に改め、同項第二号中「特定事業者」を「特定事業者及び組合等」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号ロ中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同項第四号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別特定事業者」に改め、同号ロ中「第二条第六項」を「第二条第五項第八号」に改め、同項第六号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同項第八号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号ロ中「第二条第六項」を「第二条第五項第八号」に改め、同項第十号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号ロ中「第二条第六項」を「第二条第五項第八号」に改め、同項第十二号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号ロ中「第二条第六項」を「第二条第五項第八号」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条各号中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

附則第二項中「第九条」を「第八条」に改める。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（特定事業者の範囲）

第二条　法第二条第四項第四号に規定する政令で定める業種は次のとおりとし、これらの業種ごとの同号に規定する政令で定める常時使用する従業員の数はいずれも五百人とする。
一　ソフトウェア業
二　情報処理サービス業
三　旅館業

２　法第二条第四項第七号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。
一　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
二　農業協同組合及び農業協同組合連合会
三　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
四　森林組合及び森林組合連合会
五　商工組合及び商工組合連合会
六　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
七　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
八　酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時五百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三百人（酒類卸売業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（平成二十年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

（下請中小企業振興法施行令の一部改正）

第五条　下請中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条の見出しを「（下請振興関連保証及び特定下請連携事業関連保証に係る保険料率）」に改め、同条中「いう。）」を「いう。次条において同じ。）」に改め、「普通保険」の下に「（次条において「普通保険」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次条において「無担保保険」という。）」を、「この条」の下に「及び次条」を、「特別小口保険」の下に「（次条において「特別小口保険」という。）」を加え、同条を第二条とする。